

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

令和元年(ワ)第2827号、令和3年(ワ)第447号

「結婚の自由をすべての人に」訴訟事件

原告 こうすけ、まさひろ、こうぞう、ゆうた、ミコ、ココ

被告 国

## 原告意見陳述要旨

2022(令和4)年12月8日

福岡地方裁判所 第6民事部合議B係 御中

原告 こうぞう

### 1 「憲法24条2項に違反する状態にあるということが出来る」

先日の東京地裁判決の中で、私たちが家族になるための法制度が存在しないことは、「同性愛者の人格的生存に対する重大な脅威」であり「障害」であって、「個人の尊厳に照らして合理的な理由があるとはいえない」と力強い言葉で述べられていました。司法に私たちの存在を肯定されていると感じ、希望を持つことができました。

しかし同時に、社会が変化しつつあることを認めつつも、歴史や伝統、価値観という視点から、同性間の婚姻に反対する声を「一方的に排斥することも困難であるといわざるを得ない」とも述べられていました。

今日まで原告の声を直接聞いてきてくださったこの裁判所は、私たちが声を上げ求めてきたものが、伝統や歴史を重んじる声を「一方的に排斥」しようとするものであると感じておられますか。

制度の外に置かれている私たちの状況こそ、一方的に排斥されているものである、と感じています。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

- 2 東京地裁判決では、同性愛を異常なものとするかつての認識の誤りは多くの国において改善されつつあり、同性愛に対する差別、偏見を克服しようとする動きも認められ、社会状況に大きな変化があるとも述べられていました。

そのような変化は、多数派によって排斥してきた過去の過ちを認めて行動した国々の勇気によって起きたことだと思います。

私たちが法律上も家族になりたいと願うことは、伝統や歴史自体や、その価値観を大切にする人々を排斥するものでもありません。

- 3 東京地裁判決は、婚姻が、子を産み育てる男女のために機能してきたことを指摘していますが、私たちには子を健やかに育てることの大切さを軽視するような考えは全くありません。

同性婚の法制化を願い、活動する中で、既に子育てをしている同性カップルの家族の様子を知る機会もありました。

子どもの様子を聞いたり、楽しそうな写真を見せてもらう中で、大変なことも多いのだろうけど、それ以上に眩しく尊く、羨ましいという感情も芽生えました。

私が若い頃から同性婚という選択肢が社会に当たり前に存在し、子育てのビジョンがもっと身近に感じる事が出来る国だったならば、「もしかしたらパートナーと子育てをしていたかも」という思いも過りました。

いま私たちはこの国で一方的に排斥され、未来の選択肢を奪われ続けています。

- 4 東京地裁判決で裁判長から法制度の必要性について語られたことは大変喜ばしいことでしたが、判決は「国の伝統や国民感情を含めた社会状況における種々の要因を踏まえつつ」、婚姻制度に組み込むことの他に、別制度としての法制化の可能性を国に対して指摘しました。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

しかし、私たちが求めているのは婚姻の平等であり、他の特別な制度ではありません。

東京地裁判決で指摘されたとおり、仮に、結婚が「子を産み育てる男女のものである」とするならば、別制度が作られた時、「子を産まない・産めない・予定していない」男女にも別制度を使わせるのでしょうか。きっと、そんなことはないでしょう。

「結婚とは子を産み育てる男女のためのものである」と強くメッセージを発する国で、子を産まない選択をした男女は、法律上の家族になる資格がないのでしょうか。

また、子を産み育てたいと考えていたとしても、そのようなメッセージを発する国で、結婚したい、子どもを育てたいと感じるのでしょうか。答えは、今の社会の状況自体が示しているのではないのでしょうか。

同性同士が家族になるための別制度を作れば、男女であれば子を産むことについてどのような考えであれ結婚できる一方、同性同士であるという理由だけで男女と同じ制度を利用することはできません。それは、同性同士が家族になることは、男女の家族より「劣る存在である」「取るに足らない存在だ」という偏見や差別の助長になりかねず、到底受け入れられません。

法的保護を与えるために別の制度を作るというのは、「分離すれども平等」に繋がることに思いをいたしていただきたいのです。

5 同性婚の法制化がまだ自分の中で絵空事だった頃、もしも現実になる時は国民の中で意見が分かれても、国が「差別をなくしていこう」と舵取りをするものと思っていました。

同性婚の法制化が行われている30以上の国では、少なからずそのような状況があったと思います。

しかし、残念ながら日本ではそのようなことは起きていません。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡地裁)第11回期日(20221208)提出の書面です。

国は私たちが法律上も家族になることを、今も拒み続けています。その中で、私たちは今も生きています。

常に時は流れ、私たちも年老いていきます。

高齢の家族には、社会の更なる変化を待つ時間も残されていません。

私とパートナーにもしものことが起きた時、どれだけ私たちの周囲が家族として認めてくれていても、記録上他人として扱われることとなります。

それは私たちに、家族に、周囲の人々にも、この上ない屈辱と悲しみを与えます。

裁判官の皆さんには、どうか、他の裁判所よりも踏み込んだ、私たちとこれからも生まれてくる当事者に明確な救いとなるような判決を出していただくことを切に願います。

それは同時に、きっと、この国をより良いものにする、と信じています。

以 上